

○姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例

平成29年6月23日

条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、老朽危険空家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、空家等の倒壊等による被害を防止し、もって市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「空家等」とは、法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- 2 この条例において「特定空家等」とは、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- 3 この条例において「市民等」とは、市内に居住する者並びに本市の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者をいう。
- 4 この条例において「所有者等」とは、市内において空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- 5 この条例において「老朽危険空家等」とは、空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態として規則で定める基準に該当する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。
- 6 この条例において「特定老朽危険空家等」とは、老朽危険空家等のうち、特定空家等に該当する状態として規則で定める基準に該当する建築物をいう。

(所有者等の適正管理義務)

- 第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が老朽危険空家等と認められる状態にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理するものとする。
- 2 所有者等は、老朽危険空家等が周辺的生活環境又は地域社会に悪影響を及ぼしているために生じた紛争の当事者となった場合は、自ら当該紛争の解決を図るよう努めなければならない。

(相隣者の適正管理の協議)

- 第4条 市民等は、自らが居住し、若しくは所有する建築物又はその所有し、若しくは管理する土地に隣接する空家等が老朽危険空家等に該当する状態にあると認められるときは、当該老朽危険空家等の所有者等に対し、当該老朽危険空家等の適正な管理を求め、

協議を行うよう努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 市民等は、本市の区域内にある空家等が老朽危険空家等に該当する状態にあると
思料するときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(立入調査等)

第6条 市長は、法第9条第1項の規定により、市の区域内にある老朽危険空家等の所在
及び当該老朽危険空家等の所有者等を把握するための調査その他老朽危険空家等に関し
法及びこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第9条第2項の規定により、法第14条第1項から第3項までの規定の施行
に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、老朽危険空家等と認められる
場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、法第9条第2項の規定により当該職員又はその委任した者を老朽危険空家等
と認められる場所に立ち入らせようとするときは、同条第3項の規定により、その5日
前までに、当該老朽危険空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、
当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 法第9条第2項の規定により老朽危険空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者
は、同条第4項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった
ときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して
はならない。

(所有者等に関する情報の利用及び関係機関との連携)

第7条 市長は、法第10条第1項の規定により、固定資産税の課税その他の事務のために
利用する目的で保有する情報であって氏名その他の老朽危険空家等の所有者等に関する
ものについては、法及びこの条例の施行のために必要な限度において、その保有に当た
って特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、法及びこの条例の施行のために必要があるときは、法第10条第3項の規定に
より、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、老朽危険空家等の所有者等の把
握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

3 市長は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と
連携し、必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協
力を求めることができる。

(特定老朽危険空家等に対する措置)

第8条 市長は、空家等が特定老朽危険空家等に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、特定老朽危険空家等であることを示す表示板を当該特定老朽危険空家等に設置することができる。

2 市長は、法第14条第1項の規定により、特定老朽危険空家等の所有者等に対し、当該特定老朽危険空家等に関し、除却、修繕その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

3 市長は、法第14条第1項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定老朽危険空家等の状態が改善されないと認めるときは、同条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。この場合において、相当の猶予期限として必要な期間は、規則で定める。

4 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた特定老朽危険空家等の所有者等が、当該勧告に係る措置をとらない場合は、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、当該事実を示した標識を当該特定老朽危険空家等に設置することができる。

5 市長は、前項の規定による公表及び標識の設置をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表及び標識の設置に係る特定老朽危険空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

6 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。この場合において、相当の猶予期限として必要な期間は、規則で定める。

7 市長は、法第14条第3項の措置を命じようとする場合においては、同条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

8 法第14条第4項の通知書の交付を受けた者は、同条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

- 9 市長は、法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、同条第6項の規定により、同条第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 10 市長は、法第14条第6項の規定による意見の聴取を行う場合においては、同条第7項の規定により、同条第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、同条第6項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 11 法第14条第6項に規定する者は、同条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 12 市長は、法第14条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、同条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせること（以下「行政代執行」という。）ができる。
- 13 法第14条第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて同条第1項の助言若しくは指導又は同条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため同条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、同条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 14 前項後段の相当の期限として必要な期間は、規則で定める。
- 15 市長は、法第14条第3項の規定による命令をした場合においては、同条第11項の規定により、その事実を公表するとともに、当該事実を示した標識を当該特定老朽危険空家等に設置するものとする。

（措置を講ずる場合の期間の短縮）

第9条 市長は、特定老朽危険空家等の状態が、危険が切迫している等周辺的生活環境の保全を図るため速やかに措置を講ずる必要がある状態であると認める場合は、規則で定めるところにより、第8条第3項、第6項及び第14項に規定する期間を短縮することが

できる。

(応急措置)

第10条 市長は、特定老朽危険空家等による人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、応急措置として当該被害を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置をしようとするときは、事前に当該措置の内容を当該特定老朽危険空家等の所有者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、当該特定老朽危険空家等の所有者等を確知することができないときは、当該措置の内容を公告するものとする。

3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該特定老朽危険空家等の所有者等に負担させるものとする。

4 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(延滞金)

第11条 市長は、行政代執行に要した費用又は法第16条に規定する過料（以下「費用等」という。）を納期限までに納付しない者に対して督促状を発した場合においては、当該費用等の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、当該費用等の額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収することができる。

2 延滞金を計算する場合において、延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる費用等の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその費用等の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。